

組合加入スル者アルハ甲組合頭
告知乙組合頭取加印ノ上屬札書持
左ノ烙印ヲ爲ス事
一寸五分四方
區役所長役場

公選相成候付ハ實錢定額ハ更ニ
出願工出願額田テ受ク可キ旨有組合
相違候事

警視總監山實紀
一日
各郡區役所ノ左ノ通達アリ
諸シタル事項調査ノ都合モ有之且開
付自今左ノ手續ニ依リ御取扱有之度
連候也

三十一日付ナリ及御通達置候諸事
自今不及御差出候爲念此段申副候也
聯合會又ハ本利上功會等ニ於テ
豫算ノ如キハ本年乙第五十號達ノ項
區別シ且費目等ハ成ルニシテ適宜ノ名
ニ開閉スルモノハ規則之通別段届出
ニ開會シ難キハ其事由届出ニテ等
定期内ニ於テ開會スルヲ要ス
則之通リ此臨時ニ開會ヲ要スル事由
ニ伺

ノ役員ニ依リ恩給非受罷在候管下
官林登伐木ノ科ニ依リ名古屋裁判所
於テ第四十ノ刑名宣告相成候然ル
ラレ候得共當縣ノ儀ハ監獄署控監
役自以下ノモノハ答刑施行致シ來
ノ通達後四十日ノ實決ニ換ルニ答刑
執行共恩給命第四條第一項ノ内容刑
停止ニ不及候哉又ハ十二年御省達甲
役實決云々ト有之ニ付更ニ處分ノ日
截止此段相候條何分ノ御指揮有之度
四十日間恩給ヲ受ルノ權ヲ停ル候

四月二十日頃ヨリ全二十日ニ憲政計
ノノ間ヲ昇降スルマナニ捕立テ終リ
テ昨年ニ比スレハ一週間モ早ク桑樹
ノ芽生ス

四月二十日頃ヨリ全二十日ニ憲政計
ノノ間ヲ昇降スルマナニ捕立テ終リ
テ昨年ニ比スレハ一週間モ早ク桑樹
ノ芽生ス

四月二十日頃ヨリ全二十日ニ憲政計
ノノ間ヲ昇降スルマナニ捕立テ終リ
テ昨年ニ比スレハ一週間モ早ク桑樹
ノ芽生ス

叙正七位	陸軍歩兵中尉	陸軍歩兵少尉正八位	山田忠三郎
同	同	同	木山 稔
同	同	同	早田 滿
同	同	同	村上半五郎
同	同	同	南部 雅枝
同	同	同	笠川 徳信
○四月十八日分	陸軍工兵中尉	陸軍工兵少尉正八位	泉 省己
同	同	同	同
同	同	同	同
○五月一日分	叙從六位	正七位	柴野 義廣
同	同	勳五等	山縣 則順

時事新報

一友亞國ニリ臨ル

本年三月下旬亞國ニウウルクナ彼ノア編朝シタル某氏
ハ一昨年ヨリ彼ノ國ニ渡航シ生糸賣込ノ業ヲ營シ人
ナリ氏ノ話ニ據レバ日本ト亞國ト商賣ノ關係ハ日ニ繁多
ノ致シテ彼ノ國人ガ日本品ヲ用ルノ漸ク多シ一昨年渡航
ノ時ニウウルクナ日本品ノ一店頃ニ排列シテ商
賣ヲ營ム者ハ僅ニ六七軒トシモ本年三月後ノ地出
致ノ前ニハ殆ト一倍ノ十二三軒ニ増加シタリ
生糸ノ賣込モ退々盛ニシテ價値モ次第ニ恢復シテガ如
シ蓋シ我生糸商ガ前年ヨリ往々不正ノ品ヲ渡シテ爲ニ意
外ノ價格ヲ落シタルニ懸リテ次第ニ改良シタルノ故
ナラン但シ今日ヨリモ日本ノ生糸ニ不正ノ品ヲ混スルノ
弊ハナクモ其荷作ニ注意セズ且荷物ノ品位區々ニシ
ナリハサルガ爲ニ實價ヲ落スモノ多シ彼ノ國ノ絹布製作
場ハ何レモ廣大ナルモノナレハ系ヲ買入ルニ假令品
位ハ上等ナルモ僅ニ三五割ニテハ用ニ適セサルカ故ニ品
ノ真否ニ拘ラズ幾層モ一摺ナラカレバ自カラ糸ノ位ニ相
當スル程ノ價ヲ拂ハス誠ニ遺憾ニ堪ヘズ之ヲ引替ヘ瑞西
人ナトハ横濱ニテ日本産ノ生糸ヲ買入レシカモ其品ハ荷
作ノ宜シカラカレバ爲ニ横濱ニテ割合ニ價ノ低キモノヲ
採テ之ヲ輸出シ一度レ之ヲ本國ニ送テ本國人ノ手ヲ以テ
荷作ヲ改メ亞人ノ所望ニ適ス可キモノニ仕立テ、更ニ亞
國ニ輸出スルモノアリ日本人ノ不利遺憾ニ堪ヘズ云々

尙コレヨリモ遺憾ナルハ亞國一般ノ人民其學者博識ト稱
ナル輩ヲ除クノ外ハ大抵皆世界ニ日本國ナルモノアルヲ
知ラサル歟或ハ之ヲ知ルモ意ニ介セサルガ如シ往來ニテ
日本人ヲ見レハ彼ノ婦人小兒等ハ之ヲ指シテ支那人ノ
ト呼フ者多シ唯婦人小兒ノヨナラズ某氏ノ如キハ生糸賣
買ノ爲ニ時々彼ノ商人ヘ而會スルニ時トシテ迂闊ナル者
ハ氏ヲ認メテ支那人ト誤ルガ故ニ之ヲ辨解シテ日本人ナ
ルヲ明ニスレバ童子ヲ試シ日本トハ支那國中ノ一部分

ト呼フ者多シ唯婦人小兒ノヨナラズ某氏ノ如キハ生糸賣
買ノ爲ニ時々彼ノ商人ヘ而會スルニ時トシテ迂闊ナル者
ハ氏ヲ認メテ支那人ト誤ルガ故ニ之ヲ辨解シテ日本人ナ
ルヲ明ニスレバ童子ヲ試シ日本トハ支那國中ノ一部分

ハ如何トモス可クズ唯コノ上ハ我商賣ノ益大ニ我財賦
ヲ豊饒ニシ東洋總領ノ大日本國アルヲ知テシテ外方
便ナキコトナラン云々

右等ノ誤解ハ往々彼ノ國人ニ珍シカラヌコトニ在留ノ
日本人ハ常ニ之ヲ遺憾ニ思ヒ既ニ「ボーストン」ノ邊ニ留
學スル日本ノ學士ハ辨解ノ文ヲ作テ新聞社ニ提シテ
モアリ又彼ノ上等ノ學者ハヨシ日本人ヲ區別シテ支
那人ニ比レテ日本ノ以テ活潑ニシテ威容アリ其骨格ヲ一
望ノ支那人ニ異ナル者ヲ見ル可シト云フ者モ少ナカラズ
夫レ是レノ影響ニテ近來ハ日本人モ漸ク聲價ヲ増ス其際
ニ愛ニ一奇談ハ過般「ウウルク」ニテ演劇ヲ催シテ其
狂言ニ各國ノ男女集會シテ何カ談話スル其男女ノ中ニ日
本國ノ貴婦人一名ヲ裝ヒ相互ニ懇親ヲ通スルノ趣向アリ
グレバ見物ノ群集ハ始メテ日本人ノ貴キヲ知リ日本國ノ
賤シカナルヲ悟リテ暇ニ日本ヲ重ニスルノ情ヲ生シテ
ルガ如シ蓋シ平生ノ交際ニ賤シム所ノ者ハ自カラ劇場ニ
モ之ヲ賤シムノ趣向ヲ用ルハ萬國同儀ニシテ例ハ彼ノ
劇場コト彼ノ俳優ガ支那人ヲ裝フハ必ス豚尾ヲ頭ニ附
ケテ「カリコナルコヤ」ノ破犬カ又ハ天秤捧ヲ擔タル卑賤下
郎ノ体ヲ表スルノモノヲ支那人ト西洋ノ紳士貴婦人ト平
等ニ齒スルガ如キハ斷シテ見サル所ナルコト獨リ日本人ノ
然ラサルハ彼ノ國ノ人情ニ訴ヘテ日本ト支那トノ輕重ヲ
知ル可ク云々

僅ニ一場ノ演劇ニテモ人心ニ影響ヲ及ホスコト斯ノ如ク都
テ外人ニ接スルニハ形ヲ以テスルコト緊要ナルガ如ク種
彼ノ國ニ携ヘタル我陸軍操練ノ寫真ナドヲ以テ日本不案
内ノ輩ニ示スルハ大ニ驚愕ヲ東洋地方ニ斯ル兵式ヲ用
ル國ハアル可ラズナド、一見先ツ之ヲ信ヒズ次テ説明
ヲ聞ヒテ眞實證嘆スル者多シ彼ノ國ニ在留スレバ眼ニ亞
國ヲ見テ心ニ日本國ヲ思ヒ一身怡モ大日本國ヲ代表スル
ノ心地ニシテ晝夜片時モ故郷ヲ忘ル、コト能ハズ然カモ其
故郷ハ何ノ國何郡何町村ニ非スヤ日本ノ全体ヲ思ヒ全
體ノ國體如何ヲ憂ヒ、全体ノ實業ハ如何、全体ノ學問ハ如
何、又全体ノ兵備ハ如何、我故郷ノ人民ハ何故ニ愛ニ來テ
大ニ貿易ノ事ヲ行ハサルヤ、殊ニ我海軍省ガ軍艦ヲ派出
スルガ如キハ島中ノ島ナラン何故ニ二三ノ軍艦ヲ愛ニ遣
テ日章ノ大放テ「アドソン」ノ河畔ニ翻テ、ルヤ、假令一
艘ノ軍艦ヲ見ルモ我々在留商人ノ身ハ忽チ九鼎大呂ノ重
キヲ増ス可キ者ナト慷慨ノ餘ハ唯「沈ム」ノ云々

歸來横濱ニ着スレバ港内雲々唯僅ニ三々五々ノ漁船ヲ見
ルノ上ニ陸軍省ニ達ヘバ再會ノ挨拶未ダ終ラズ先ツ
金融切迫不景氣ノ訴ヲ聞キ次テ感嘆ノ餘ハ唯「沈ム」ノ云々

ノ喧嘩騒々ノ人聲ヲ聞キ心臓ヲ打テ「沈ム」ノ云々

ナリ何トカ此時ニ當テ好手段ヘナキヤ云々トテ談話
半日ニシテ告別セリ
右ハ昨日某氏ノ話ノマ、愛ニ記シテ以テ本日ノ計説
ニ代フ讀者モ或ハ感スル所ノモノアル也

雜 報

○谷中將 谷中將中將より今回陸軍省中に留まる
勅任理事に任せらる由

○會社 興社々員は来る十七日午後三時より
親會を催さるゝ付社長陸軍大將煥仁王殿下を始
り皇族皇親將校等數百名が參集立食け會を開かれ
餘興に薩摩琵琶の演奏があるよし定て盛會のよと
想てる

○武將の話 此程の事とかや砲兵中佐某氏が備て
權家の開理高少將某君の許を訪ひ談、時事を涉と
しとき中佐は少將を驚かす中軍人は時事を關す
さかりと之の項を附加せらるゝ之先頃閣下二三の將
官を會開の趣旨を爲されしより事なるよ
しなり是は些と戰蛇の類に似はるやと言ければ
少將は是謂として莫道一身爲國捐、自當敢、本至尊
前廿三年若至天意何願、常時兵馬權と口吟し余は
更も憐ひ成なしと答へられしと其人は果して誰ぞ

○警察顧問會 櫻内内務省より開かれし顧問會のいよ
く一昨日議事を決了したれば警察廳出張員は警保
局長と共に取調へ淨書に掛られし由

○板垣退助君 同君が演說般卓、演說の事件に付渡
東山由黨有志を導り一大紀念碑を建設せんと已に
東山由黨有志を導り一大紀念碑を建設せんと已に
東山由黨有志を導り一大紀念碑を建設せんと已に

○地議一節氏の情悟 去る五日日報社を説いた件に
付自由黨員より議社長へ詰問に及びし未竟三條は
謝罪証を出す事に約したる其要領は取敢て昨日の紙
上に記載せしめ同日の該社説は悔悟の無意と題し
無根の妄説を傳播せし輕忽を深謝したる一篇を掲載
し

○東京日々新聞社説ニ於テ頃日某黨
東京日々新聞社説ニ於テ頃日某黨
東京日々新聞社説ニ於テ頃日某黨

○日本人民代理 ○君ト偉ル色ナク申サレ
日本人民代理 ○君ト偉ル色ナク申サレ
日本人民代理 ○君ト偉ル色ナク申サレ

○貴黨貴黨并ニ貴黨總理板垣君ノ名
貴黨貴黨并ニ貴黨總理板垣君ノ名
貴黨貴黨并ニ貴黨總理板垣君ノ名

○期スル所ノ外ニ出テ於テ恐レノ至リ
期スル所ノ外ニ出テ於テ恐レノ至リ
期スル所ノ外ニ出テ於テ恐レノ至リ

○附レントスルノ惡意ヲ
附レントスルノ惡意ヲ
附レントスルノ惡意ヲ

○無根ノ浮説ニ原キテ如斯編者ヲ起車聲權仕問事候
乃チ茲ニ此書ヲ以テ貴黨并ニ貴黨員諸君ニ對シテ
拙書及弊社ノ過ヲ謝スル如此謹言
此書ヲ世上ニ公コセラル、ハ固ヨリ拙者ノ望ム所
ナレハ更ニ異存無之候也

○御巡行日記 過日久米三等編輯官が編纂を擔當さ
る東海東山御巡幸日記ハ今般印刷局より出来一昨
日内閣書記官より宮内省へ進呈となり同日記ハ餘
程美裝にて右之御手許へ据置かるゝ品ありとか
又備へることハ先般既ハ本省より東海鎮守府へ進呈
されたりしか程東艦を以て神戸港停泊の浮砲臺と
定められたる由

○御檢約 太政官にてハ筆墨紙の費用を節減せんと
目下評議中の由なるか聞くとともに據れば筆墨紙は
從來現品支給ありしも今回之代價にて三等に區別し
支給さるゝといふ

○建白 近來西班牙國大無盡の流行して大害ある
ことを憂へ昨日府下在住の某が何か元老院へ建白せ
るに同院も至極其建議を嘉さるたれ共一應地方
を経て差出す可き旨にて却下せられたれば直ニ東京
府廳へ出願せしとかや

○釋號局年報 同局に於てハ今般第十次年報を編纂
せられたるに付各一部宛農商務省奏任以上の方々へ
配布せられたるよしにて弊社へも送付せらるたり

○拂米 本日淺草米庫より於て去る辰年米三千石を入
札拂にさるゝよし

○公庭 來る十六日重罪裁判所に於て開かるゝ十一
回の公判ハ放火未遂犯被告人府下愛宕下町三丁目南
一番地平民人力車夫佐賀清吉にて辨護人は飯塚銀彌
氏なり右十一回にて第一期を終へらる第二期も引續
き開庭せらるゝ由

○改進黨演說會 今十三明十四の兩日には立憲改進黨
黨の人々が木挽町明治會堂より於て演說會を開かるゝ
由其演題并に人名ハ即ち左の如し

十三日○内治ノ改良ヲ主トシ國權ノ擴張ニ及ホス
ベシ藤田茂吉君○外國ニ對シテ勉メテ政界上ノ交渉
ヲ薄クシ通商ノ關係ヲ厚クスベシ犬養毅君○社
會進歩ノ度ニ關シテ撰擧權ヲ伸張スベシ沼間守一
君○政治學ニ關シテ和夫君○郡區長公議論矢野
貞雄君○政治家ノ德義ヲ論ス青木匡君○法制論
笑浦縣人君○十四日○玉室ノ尊榮ヲ保テ人民ノ幸
福ヲ全フスベシ島田三郎君○中央干渉ノ政界ヲ
省キ地方自治ノ基礎ヲ建ツベシ櫻井君○會黨
ノ弊ヲ論ス主權ヲ持スベシ小野梓君○農政
ノ對スルノ進歩ヲ論ス井上實一君○警察官
權利法典之條高野哲四郎君○民權擴張ヲ主トシ
論伸ヒス尾崎行雄君○政事家ハ實業ニ關セシム

○渡邊國武君 大藏大書記官渡邊國武
局長を命ぜらるたり

○佐藤與三君 工部大書記官鑛山局長
先般陸中國各地方鑛山巡回として該地
しが一昨十一日歸京せられ昨日より出
○關愛媛縣令 同縣令には一昨日安
著せられ昨日出港の名古屋丸に乗込
ハ彼れ乗船切符賣捌紛議の件ハ付内務
ありと聞及去が如何にかや

○赴任 今度新任の福岡縣令岸田俊介
七日頃家族引纏り赴任せらるゝよし
○府會議員 芝區にてハ去る十日府會
會が開かれし處同區三田二丁目犬養
島安太郎の兩氏が其撰當りたり
○佛敎講談 明十四日小石川原町寂
土岐近藤吉岡石越等の諸氏が佛敎講
るゝよ去
○離筵 園田石川縣警部長は來る十日
ハ付一昨十一日の黃昏頃より赤坂警
警察使を始め書記巡查數十名が赤坂
を招請て離別の盃を献酬されりとい
○雜誌發兌 いろは新聞社よりハ伽
を近々發兌さるゝよし此雜誌ハ繪本
栗毛等を採萃して登録し目挿畫を加
死ものあるよし

○兵庫縣會 去る九日兵庫縣會の
縣第五號議案教育費を確定し引續
諸費及揭示諸費の第二次會及び第八
條審判費の質疑を終り後二時半より
檢察として縣廳へ巡視されしか爰
を惹く當日議事の始り於て議長
たる縣令の達書是なり今之を左に掲

明治十四年度備蓄儲蓄規則第十二
テ保管人設置之義ニ付別紙之通内
達セラレ候コ付既ニ下付セル所ノ
書規則議案ハ更正ノ上更ニ下付ス
連候事
明治十五年五月八日 兵庫縣

其縣十四年度備蓄儲蓄規則第十二
テ保管人設置ノ備蓄儲蓄規則第十二
五條ニ保管人去々トアルハ其等守
附ノ備蓄儲蓄規則第十二條ニ
守人並ニ公証人ノ記名方ハ
保管人並ニ公証人ノ記名方ハ
保管人並ニ公証人ノ記名方ハ

○明治十四年度備蓄儲蓄規則第十二
テ保管人設置ノ備蓄儲蓄規則第十二
五條ニ保管人去々トアルハ其等守
附ノ備蓄儲蓄規則第十二條ニ
守人並ニ公証人ノ記名方ハ
保管人並ニ公証人ノ記名方ハ
保管人並ニ公証人ノ記名方ハ

○明治十四年度備蓄儲蓄規則第十二
テ保管人設置ノ備蓄儲蓄規則第十二
五條ニ保管人去々トアルハ其等守
附ノ備蓄儲蓄規則第十二條ニ
守人並ニ公証人ノ記名方ハ
保管人並ニ公証人ノ記名方ハ
保管人並ニ公証人ノ記名方ハ

○明治十四年度備蓄儲蓄規則第十二
テ保管人設置ノ備蓄儲蓄規則第十二
五條ニ保管人去々トアルハ其等守
附ノ備蓄儲蓄規則第十二條ニ
守人並ニ公証人ノ記名方ハ
保管人並ニ公証人ノ記名方ハ
保管人並ニ公証人ノ記名方ハ

○明治十四年度備蓄儲蓄規則第十二
テ保管人設置ノ備蓄儲蓄規則第十二
五條ニ保管人去々トアルハ其等守
附ノ備蓄儲蓄規則第十二條ニ
守人並ニ公証人ノ記名方ハ
保管人並ニ公証人ノ記名方ハ
保管人並ニ公証人ノ記名方ハ

○明治十四年度備蓄儲蓄規則第十二
テ保管人設置ノ備蓄儲蓄規則第十二
五條ニ保管人去々トアルハ其等守
附ノ備蓄儲蓄規則第十二條ニ
守人並ニ公証人ノ記名方ハ
保管人並ニ公証人ノ記名方ハ
保管人並ニ公証人ノ記名方ハ

○明治十四年度備蓄儲蓄規則第十二
テ保管人設置ノ備蓄儲蓄規則第十二
五條ニ保管人去々トアルハ其等守
附ノ備蓄儲蓄規則第十二條ニ
守人並ニ公証人ノ記名方ハ
保管人並ニ公証人ノ記名方ハ
保管人並ニ公証人ノ記名方ハ

○明治十四年度備蓄儲蓄規則第十二
テ保管人設置ノ備蓄儲蓄規則第十二
五條ニ保管人去々トアルハ其等守
附ノ備蓄儲蓄規則第十二條ニ
守人並ニ公証人ノ記名方ハ
保管人並ニ公証人ノ記名方ハ
保管人並ニ公証人ノ記名方ハ

○明治十四年度備蓄儲蓄規則第十二
テ保管人設置ノ備蓄儲蓄規則第十二
五條ニ保管人去々トアルハ其等守
附ノ備蓄儲蓄規則第十二條ニ
守人並ニ公証人ノ記名方ハ
保管人並ニ公証人ノ記名方ハ
保管人並ニ公証人ノ記名方ハ

○明治十四年度備蓄儲蓄規則第十二
テ保管人設置ノ備蓄儲蓄規則第十二
五條ニ保管人去々トアルハ其等守
附ノ備蓄儲蓄規則第十二條ニ
守人並ニ公証人ノ記名方ハ
保管人並ニ公証人ノ記名方ハ
保管人並ニ公証人ノ記名方ハ